

○議長（小林哲雄）

日程第 9、議案第 50 号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、第二東海自動車道の建設事業により松田町外二ヶ町組合所有地の売買契約を締結したことに伴い、松田町外二ヶ町組合規約を変更する必要性が生じたため、関係地方公共団体と協議する必要があるので、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

では議案を読み上げます。

議案第 50 号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について。

松田町外二ヶ町組合規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議する。よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

（別紙）、協議書、松田町外二ヶ町組合規約を別紙のとおり変更する。

平成 年 月 日。松田町長、氏名、大井町長、氏名、開成町長、氏名。

次のページをお願いいたします。松田町外二ヶ町組合規約の一部を改正する規約。

松田町外二ヶ町組合規約（昭和 32 年神奈川県指令地第 257 号許可）の一部を次のように改正する。

「別表第 1、財産目録、所在、字、地番、地積、松田町松田庶子、最明寺跡、2, 063 の 2、3 万 2, 132 平方メートル、この表を以下、読み上げを省略させていただきまして、計 15 筆、35 万 2, 522 平方メートル」を、次のページです。「別表第 1、財産目録、所在、字、地番、地積、松田町松田庶子、最明寺跡、2, 063 番 2、3 万 2, 123 平方メートル、また間を省略させていただきまして、計 25 筆、36 万 5, 874 平方メートル」に改める。

附則、この規約は、許可の日から施行する。

それでは、ご説明いたします。今回の規約改正に先立ちまして、平成 23 年 9 月、会議でやはり規約改正について、ご審議をいただいたところでございます。その時の内容は、それまでの規約では、組合の共同処理をする事務については、財産目録に掲げる財産の管理及び処分、土地の処分を除くとなっておりましたが、その土地の処分を除くという部分を規約上削りました。これは今回の町長の提案理由にありましたように、第二東海自動車道、いわゆる第二東名の用地の一部として、組合所有に係る

用地について売却をするんだということをご説明の上、これが前提ということで、ご説明させていただいたところでございます。その際には、この売却が成立したときは、改めて規約の改正が必要になるということもあわせてご説明させていただいています。

このたび、組合と中日本高速道路株式会社との間に、平成25年4月12日に土地売買仮契約、その後、組合の議決がありました25日付けで本契約が締結されました。

そのため、組合財産に変更が生じることになりました。

参考資料をご覧ください。先ほどの議案を新旧対照表の形、現行と改正案の形で整理したものでございます。

まず、現行では、15筆あったところ、改正案では25筆になってございます。これは昭和59年当時、ゴルフ場に貸し付けを行う際に、分筆をしておったにもかかわらず、その際に規約の変更が行われなかった。これが今になって判明したため、登記簿の記載にあわせる形で財産目録の変更を行うものでございます。

次に、買収されるのは、現行の記載をご覧くださいまして、熊之倉2066のア、同2066の2、追平2067のハ、同2067の2、同2067の8の5筆のうち、合計1万9,164.84平方メートルですが、この売り払いのために実測をしたところ、登記簿面積より広いということが判明いたしました。そのため、改正案では、地積の計36万5,874平方メートルと現行より増えてございますが、こういった理由によるものでございます。売り払いをしたんですけれども、実測したところ、結果としては増えたということでございます。

また、地番の記載につきましても、登記簿の記載にあわせて変更しているといったところでございます。これをもって、新たな財産目録とするものでございます。

これらにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体、この場合では、松田、大井、開成が協議し、県知事の許可が必要となります。

また、協議につきましては、同290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるということで、本件のご審議をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 5 0 号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について、原案の賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長 (小林哲雄)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。